

共に

塩尻市生涯学習部男女共同参画課

〒399-0738 塩尻市大門七番町4番3号

TEL：(0263) 52-0280 内線3151

FAX：(0263) 54-2705

Eメールアドレス：kyoudou@po.city.shiojiri.nagano.jp

今なぜ

ワーク・ライフ・バランス (WLB)?

Work

Life

Balance

WLBとは

WLBが 必要なわけ・実現への取り組み

WLBの 取り組みの状況 行政・企業・個人



8/28 女と男21世紀セミナー井戸端会議
(堅石・郷原地区)
於 堅石区民センター

11/6 洗馬地区男女共同参画推進会議
於 洗馬支所



11/17 豊かな心を育む市民の集い
於 塩尻総合文化センター



11/13 女と男21世紀セミナー井戸端会議
(北小野地区)
於 北小野支所



男女共同参画課の事業から

も P 2……WLBとは・WLBが必要なわけ……………

< P 3……WLBの取り組みの状況. 企業・塩尻市……………

じ P 4……研修参加報告・編集後記・相談案内……………

今 なぜ ワーク・ライフ

仕事と生活の調和を目指す「ワーク・ライフ・バランス」。これまでは働く女性を対象にした「子育て念が広がった。国は昨年末、WLBを進めるための憲章・行動指針を策定した。

WLBへの取り組み状況



国内企業の主な取り組み

- ・育児休業を有給にする
- ・病児保育の実施及び費用負担
- ・子どもの出生時に父親の特別有給休暇の取得可
- ・小学校卒業まで短縮勤務可能
- ・企業所内に託児所を開設
- ・在宅勤務・フレックスタイム
- ・短縮勤務・モバイル勤務^{注2)}制度の導入
- ・退職後10年までは職場復帰可能
- ・パート職員に対し、正社員への登用制度導入
- ・結婚や出産を理由に、10年間は転勤しない仕組みを導入 等

県内企業の取り組み

A社の事例

- ・子どもの小学校1年生まで1日2時間、勤務時間を短縮できる
- ・全社員に対し託児費用の一部補助
- ・結婚や出産を経験した社員の働きやすい職場環境づくり
- ・保育施設やベビーシッター利用者に対し、利用料の補助
- ・退職者の再雇用やパート社員の正社員への転換を認める。 等

B社の事例

- ・育児休業を子どもの1才誕生日まで取得できる
- ・子どもの小学校入学まで、1日2時間を限度に就業時間を短縮できる
- ・育児のため在宅ケアサービス利用者 に一定の金額補助
- ・週1回の定時退社日を設定
- ・社員の就労状況を理解するためのイベント開催 等

塩尻市の主な取り組み

- 就職支援講座開設
 - ・資格取得講座 ・技能習得講座
- 地域職業相談
 - ・職業相談 ・求人情報の提供
- 家族経営協定締結の促進
- 元気っ子応援事業
 - ・元気っ子相談 ・元気っ子フォローアップ
- 子育て支援センター事業
(育児についての様々なことに対応できる所)
 - ・講座・講演会
 - ・育児・託児相談
- ・情報提供(健康、安全、発達、心育等)
- ・ファミリーサポート事業(必要な時に子どもを見てもらえる制度)等
- 保育園の特別保育
 - ・長時間保育(15園で実施)
 - ・乳児・低年齢児保育(17園で実施)
 - ・デイ保育(一時的保育事業) 等



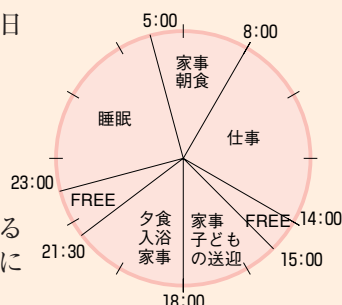
(詳細は男女共同参画課へお問い合わせ下さい)

私のワーク・ライフ・バランス

小林さん(堅石在住)の1日
 本人 保育士(パート)
 夫 会社員(正規)
 子ども2人(小学生)

<ワーク>

子どもが学校へ行っている間1日6時間働き、子どもに合わせ帰宅している。



<ライフ(家庭生活・趣味)>

職場から自宅に戻る途中、僅かな時間だがスイミングをしてから帰宅する。自分のストレス発散の時間でもある。帰宅後は子どもと一緒におやつを食べたり、習い事の送迎をしている。

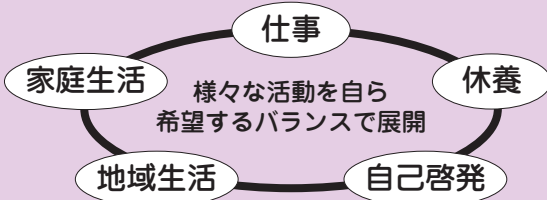
夫は家事に協力的。食事の片付けをしてくれたり、子どもをお風呂に入れてくれる。就寝前は自分の時間を持つことができ、時には夫婦の語らいの時間ともなる。

・ バランス (WLB) ?

支援」の色合いが濃かったが、労働人口の減少を背景に、すべての社員の働き方を見直す方向にその概

1 WLB (仕事と生活の調和) とは

ワーク・ライフ・バランスが実現した姿



仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発、休養など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいう。

- ①男性も女性も、あらゆる世代の人のためのもの
- ②人生の段階に応じて希望する「バランス」を決めることができる
- ③「仕事の充実」と「仕事以外の充実」の好循環の姿

2 WLBが必要なわけ

少子高齢化・人口減少時代を迎え、男女とも仕事と家庭生活を両立できる働き方を実現しないと、結婚・子育てへの意欲がわかず、少子化もますます進行する。また、これまでの働き方では、個人が疲弊してしまい、企業・組織、社会全体が持続可能ではなくなり、社会経済・国力が衰退してしまう。

3 働き方の現実

個人

- ・ 正社員の長時間労働が、心身の健康に悪影響
- ・ 女性の家庭責任が重く、仕事と家庭の両立が困難
- ・ 出産を機に退職する女性が多く、再就職が困難
- ・ 非正社員は経済的に不安定
- ・ 自己啓発や地域活動への参加が困難

企業・組織

- ・ グローバル化による競争力の激化
- ・ 技術革新の加速
- ・ 労働力人口の減少による人材不足、及び生産性の低下、活力の衰退
- ・ 優秀な人材の企業への定着率低下

社会全体

- ・ 仕事優先による地域社会のつながりの希薄化
- ・ 少子高齢化社会の進行による活力の衰退、経済社会の深刻化

4 官民の取組

企業の取組

- ・ 勤務時間短縮制度の整備
- ・ 育児休業・介護休業の利用促進
- ・ 従業員の健康支援・メンタルヘルスケア 等

政府の取組 (政策)

- ・ 雇用労働政策
- ・ 両立支援施策
- ・ 税・社会保障施策 等

あらゆる世代の労働者がいろいろな働き方を選択でき、子育てや介護などで一度離職しても再就職しやすいなど、働きながら地域活動や自己啓発等が支援され、働きやすい就業環境が整えられることが必要。

5 WLB社会実現による成果

個人・企業・社会全体

- ・ 仕事以外の生活が満足・充実
- ・ 希望するバランスでの生活可能
- ・ 企業の競争力強化
- ・ 時間当たりの生産性の向上
- ・ ダイバーシティ^{注1)}の実現
- ・ 地域社会の活性化
- ・ 少子化進展の歯止め 等

働き方を見直し、仕事の効率があがれば時間的余裕が生まれ、仕事の成果も上がる。また、仕事以外の生活の満足・充実が得られると、意欲・創造性が高まり、更に仕事が増えるという好循環が生まれる。そのことが、多様性を尊重する活力ある社会を生み出すことになる。



多様性を尊重した活力ある社会、持続可能な社会の実現

注1.) ダイバーシティ…一人一人が持つ様々な違いを受け入れ、それぞれを価値として受け入れること
注2.) モバイル勤務…携帯用の情報端末機器を駆使し、会社以外の場所で勤務すること

(資料は内閣府ホームページより)

日本女性会議2007 ひろしま

参加報告

塚原 勝代

平成一九年一〇月、広島市に於いて日本女性会議が、「二人ひとり 響きあって いま そして 未来へ」をテーマに開催された。

六二年前に原子爆弾による壊滅的な被害を受けた広島に是非とも訪れて、平和の祈りをささげたいと思っていたので、その機会に恵まれ感謝している。

一九日は分科会と交流会、二〇日は板東久美子さんの基調報告、シンポジウム（平和を創り出す若者たち）、池田佳代子さんの記念講演という内容であった。

私は一六分科会、「DVをなくしていくために お互いを尊重しあえる社会を」に参加した。DV防止法が制定されて六年になるが、DVを取り巻く厳しい現状のなか、三人のパネリストの女性達から、DVに対する相談窓口の結成、相談の内容、今後の課題などの発表があった。

相談を受けて支援者は、情報を提供する。行政の力を借りる。緊急の場合は一一〇番・一九番へ連絡をする。という支援をしている。そして、支援とは何か、支援者とは何か、何が一番問題なのか。を常に考え向き合っているとのこと。最後に司会の方が、「焦らない、諦めない、引き受けすぎない」と結んだ言葉が胸に深くしみ込んだ。

二〇日には、シンポジウム 平和を創り出す若者たちへヒロシマから世界へ発信へ参加して大変感動した。

広島に生まれ育った若い女性たちが、小・中学校の頃から平和についての話を聞いていて、平和活動に関心を持ち、世

界を舞台に原爆の記憶を次世代に伝える活動の実情を話された。

戦争経験者が段々少なくなっていく時代に、このような若者が一生懸命活動している姿に胸が熱くなった。彼女達は原爆を通しての平和活動のみならず、アメリカの九・一一テロ被害者との交流やインドネシア、ジャワ島の津波被害者の支援、海外技術者研修会に所属して、研修生の受け入れ等々幅広い平和活動をしている。

これからも被爆を伝え次世代に継承し、国内外に発信する。戦争被害者に向けて平和のために何が出来るかを報道していく。生涯広島に軸足を置いて伝えていく。と力強く話してくださいました。

広島ならではの素晴らしいシンポジウムだったと思った。



編集後記

戦後まもない生まれの私には、「男女共同参画」は理解できるような出来ぬ言葉でした。しかし、私の子どもが親になり、その子育ての姿に私たち夫婦とは違う姿を見ました。

昭和から平成となって二十年、男性の仕事と生きていたことを女性も、女性の役割りと頑張っていたことを男性も、それぞれが一緒に働いていても違和感を感じなくなりました。そして、今回のテーマは「ワーク・ライフ・バランス」、人と人がお互いに認め合い助け合って、心地よい生活ができたなら素晴らしいと思います。
(大槻静子)

相談の案内

お気軽にご相談ください。

- 塩尻市女性相談 **0263-54-0783**
電話相談(月～金) **9:00～17:00**
カウンセリング(月・木・金) **9:00～17:00**
- 塩尻警察署(生活安全刑事課) **0263-54-0110**
- 県松本福祉事務所(松本合同庁舎内) **0263-40-1914**
- 県配偶者暴力相談支援センター
県女性相談センター **026-235-5710**
県男女共同参画センター(あいとびあ) **0266-22-8822**
- 児童虐待・DV24時間 ホットライン **0263-91-2410**

募集案内

男女共同参画審議委員の募集

男女共同参画課では、男女共同参画社会の推進のため、総合的な施策や重要事項を審議していただくための審議委員を公募します。

詳細は四月一日付広報しおじりをご覧ください。

男女共同参画週間の標語募集

内閣府男女共同参画局では、平成二〇年度男女共同参画週間の標語を募集しています。二月二九日締め切りです。

詳細は男女共同参画課までお問い合わせ下さい。